

令和8年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第2回 定例会（第2号）

招集年月日	令8年 6月 1日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和8年 6月 3日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	散 会	令和8年 6月 3日 午前 10時56分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (9)	原 克 美	○	5	藤 原 芳 樹	○
	副議長 (11)	藤 原 修 治	○	6	勝 田 秋 夫	○
	1	唐 溪 悦 子	○	7	牛 尾 博 文	○
	2	瀬 古 航 也	○	8	日 高 学	○
	3	松 浦 祐 太	○	10	福 島 教 次 郎	○
	4	中 原 伸 也	○	12	簀 根 正 一	○

会 議 録 署 名 議 員	2 番	瀬 古 航 也	3 番	松 浦 祐 太
地方自治法第 1 2 1 条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	行 田 綾 子
	副 町 長	山 根 啓 史	健康福祉課長	志 村 幸 恵
	教 育 長	坂 井 務	産業振興課長	行 田 将 士
	総務課長	中 原 輝 文	美郷バレー課長	安 田 亮
	企画推進課長	三 上 智 央	建設課長	吉 村 猛
	情報・未来技術戦略課長	佐 竹 一 輝	大和事務所長	永 妻 孝 司
	活気あふれる町づくり課長	直 井 眞 玉	教育課長	石 田 圭 司
	会計課長	森 原 健 次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

令和 8 年美郷町議会第 2 回定例会議事日程 (第 2 号)

令和 8 年 6 月 3 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 開会

日 程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	報告事項に対する質疑 報告第 1 号 令和 7 年度美郷町一般会計繰越明許費について
3	議案質疑 【条例案】 議案第 4 2 号 美郷町犯罪被害者等支援条例の制定について 議案第 4 3 号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4 4 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 【予算案】 議案第 4 5 号 令和 8 年度美郷町一般会計補正予算 (第 1 号) 議案第 4 6 号 令和 8 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 議案第 4 7 号 令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号) 【一般事件案】 議案第 4 8 号 専決処分の承認を求めることについて 議案第 4 9 号 専決処分の承認を求めることについて

	議案第 5 0 号 専決処分の承認を求めることについて 議案第 5 1 号 財産の取得について 議案第 5 2 号 財産の取得について 議案第 5 3 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 5 4 号 美郷町未来へ繋ぐまちづくり計画の策定について 議案第 5 5 号 美郷町農業委員会委員の任命について 議案第 5 6 号 美郷町農業委員会委員の任命について 議案第 5 7 号 美郷町農業委員会委員の任命について 議案第 5 8 号 美郷町農業委員会委員の任命について 議案第 5 9 号 美郷町農業委員会委員の任命について 議案第 6 0 号 美郷町農業委員会委員の任命について
4	議案の委員会付託

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番・瀬古議員、3番・松浦議員を指名いたします。

日程第2、報告事項に対する質疑を行います。報告第1号について質疑を許します。質疑はありませんか。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

1番、唐溪です。1ページ目の民生費、児童福祉費の部分、物価高対応子育て応援手当のところで質問というか、教えていただきたいんですけども、こちらの手当2万円、私もいただいたんですけども、繰越明許額のところに2万1000円となっているんですが、この理由を教えてください。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

はい、質問にお答えをいたします。2万1000円のうちの1000円につきましては、振込手数料等の事務費になっております。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

全体的にこの繰越明許費を見ますと、委託料がほとんどであります。業務委託費が、なぜ遅れてるかというのは、交付決定の遅れなどかも知れませんが、早期発注していただくようにお努め願いたいのと、ファミリー住宅で、すごく登記料が、全くというように進んでないちゅう格好に金額出てるんですが、536万円、なぜこんなに遅れてるのか。工事との関係はどうなってるのか、お伺いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

福島議員ご質問のファミリー向け移住住宅登記事務委託料でございますが、こちらのほうですね、事業のほう令和7年度建築を進めておりまして、もう残り数棟分区画がご

ざいます。ある程度進んだところですね、登記のほうまとめて進めていくようにしておりましたので、7年度から8年度のほうに繰越しをしてまとめての登記というふうになっております。そのための繰越しということで、ご理解いただければと思います。以上です。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

ということは、その登記料ちゅうのは、購入じゃなくて、その住宅を売ったということなんですか。土地を購入したということなんでしょうか。どっちですか。住宅ですか。どっちですか。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

まず土地のほうをですね、何筆かを購入いたしまして、その後、各棟ごとの区画で分筆を行います。そのための分筆の登記手数料としての536万円が主なものになっています。以上です。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

分かりました。それから、教育費の関係で、デジタル教科書の分が2年分だろうと思うんですけども、これは県下統一で購入されるという説明が前回あったかと思います。過去において。県下統一でやられるということではあるけども、決算の仕方は、市町村によって異なっておって、債務負担行為と繰越しと両方に分かれているということなんですけども、そのことに関しては、市町村全体で統一されるような考え方はございませんか。伺いたいします。

●原議長

番外、教育長。

●石田教育課長

福島議員のご質問にお答えします。県内の市町村統一というお考えでございましょうか。

(はいとの声)

●石田教育課長

これについて、私もちょっと詳細について、市町村ごとに分かれているっていうところについてですね、詳細はちょっと承知をしておりますけども、同じ取扱いで臨むべきものであればですね、そういったお話を市町村に向けて、県内の市町村に向けてお話をすることはできるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

●原議長

他には質疑はございませんか。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

2 ページ目の商工費の部分、みさとと。Pay 美肌県美肌町半額まつり事業の 1100 万円の繰越明許費の部分なんですけれども、こちら去年の 12 月末に、補正予算で計上が同額計上されているかと思います。半額まつりの開催、開催後、翌月にはもうポイントが付与されていたんですけれども、こちらは商工会が、今立替えて進めているというような状況なんですか。スケジュールを教えてください。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今、唐溪議員のご質問でございますけども、ここの繰越額につきましては、町から商工会の方に支払う金額の委託料でございますので、今回確かにひと月で 1 万 1000 円使われた方が、半額で最大 5000 円返るというふうなグルメと温泉のポイントだったと思いますけども、そこの精算のほうは、商工会のほうに先に立て替えてポイントの付与をしています。それで、最終的な精算は、事業が終わる 3 月以降のほうでさせていただこうと思っておりますので、これを全額繰越して、今回計上させていただいたものでございます。以上です。

●原議長

他に質疑はございませんか。

ありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、報告第 1 号の質疑を終わります。

以上で、報告事項に対する質疑を終わります。

日程第 3、議案質疑を行います。

これより、議案第 42 号から議案第 60 号までの議案について、順次、質疑を行います。

初めに、議案第 42 号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

42 号の犯罪被害者等支援事業の基本理念というのは、非常にいいことだというふうに思っております。その中で町の役割であったり、町民の役割、事業所の役割ってところが、明記をされておりますが、それぞれの町民であったり、事業所であったりってところへの啓発、研修などはどのようにされるのか、予定があれば教えていただければと思います。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

啓発のご質問だと思います。この点、一番大事、一番と言ったらいけない。大事なこの条例の肝です。条例を制定すること自体が、一番啓発力持ってるものだと考えておりますけども、私どもとしても、具体的な啓発方法として、例えばホームページであったり、広報であったり、この条例が制定された後に、啓発を行っていきたいと思っておりますし、そのコーナーの中には、例えば実際に被害に遭われた方が、一本の窓口というより、いろんな関係機関がありますので、そういったところへのリンク先とか、紹介先っていうものも合わせたコーナーを作りたいなというふうには考えております。以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

この条例につきましてはですね、実は島根県警からも、直接、担当の課長さんがお越しになりまして、私ご対応させていただきまして、川本所長さんも同席されまして、ぜひ、条例化を進めてほしいと。といいますのも、中国5県を見ますと、ほとんどの県では市町村が全てこの条例を、ほとんどの市町村が、もう条例化されております。島根県が極めて遅くてですね、確か一つ、一つだったかな。益田市しか条例化されておらずで、他の市町も、できるだけ今年度中のどこかでは条例化したいというふうな意向はお持ちなんですけども、そこに先駆けてうちは早めにやろうということで、この6月議会に上げさせていただいております。何が言いたいかというと、もちろん町として啓発も図ってまいります、島根県警としてそれぐらい力が入ってますので、島根県の警察と一緒に、啓発活動も行っていきたいというふうに考えています。

●原議長

他に質疑はございませんか。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

ちょっと、条文のところで教えてください。第7条で、見舞金の第4項になるかな。4項ですね。見舞金のところは別に定めるということで、30万、10万、5万ですか。ということで、見舞金を出すというところなんですけども、第8条のところで、啓発を行う。第9条のところで、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合、その他云々とあって、その場合は、支援を行わないこととするという、ここのところをちょっと説明をお願いできればと思います。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

ご質問の趣旨は、7、8、9条の関連で、例えば見舞金について、支援を行わない場

合があり得るケースはどんなケースかというご質問でよろしゅうございます。ということで、よろしゅうございますか。

(はいとの声)

●中原総務課長

承知しました。えっとですね。幾つか具体例は想定しております。もちろんケースバイケースになるかと思えますけれども、えっとですね。ここに条文として規定しているのは犯罪として誘発した場合、つまり、その犯罪行為の起因となるようなケースがあって、これはいろんなケースあると思えますけれども、その方にも原因があって犯罪が起こってしまったような場合、それからですね、えっとですね、いわゆる犯罪被害者になれる方にも、いわゆるどういったらいいかな。法律上定められておりますから、この言葉を使っていいのかな。不適正であればちょっとあれかもしれません。暴力団員の方とかもおられるケースがございます。そうした方に支援を行うことが、公的機関として支援を行うことが適当かどうか、社会通念上適当かどうかという観点からこの点は判断することになると考えております。以上です。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

これは条例で、見舞金というところの第7条ですか、第9条で、今、反社のことが事例としておっしゃられたでした。そういうこともあるんだらうというふうに思えますので、個別具体的に判断していくことになるんだらうなと思えます。もう一つは、法律上で、同様の規定がされていると思えます。例えば遺族給付金とかですね、そういったものについての支援ですね、それは法律上で判断されていると。条例については、その支援金についての支援、見舞金についての支援という判断で、ここは読み取っていいわけでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

今、牛尾議員がご質問された点は、犯罪被害者等に関する給付金、すみません。法律名は省きますけど、給付に関する法律のことをおっしゃられたんだと思えます。ほぼ類似すると、同様だと思っておりますけれども、基本的にはこの見舞金、あれは、いろんなさらにこれよりも幅広い制度を用意されてますけれども、その考え方を踏まえて、島根県においても、私どもが今回提案しているような条例、同様の見舞金制度を用意しておりますし、先ほど町長が申し上げましたように、市町村においての条例の必要性についても、県警含めて、私どもに要請されてます。これはですね、国においても行うし、県においても行うし、市町村においても行うというふうな整理というふうに受け止めていただければと思います。ちょっとすみません。質問のご趣旨に答えてなければ、再度質問してください。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

法令と条例ということで、段階的なものがあるんだろうと思ってまして、当然被害者に対する支援というのは、精神的なサポートとか、色んな幅広い分野があるかと思っ
てまして、ここで規定して見舞金を給付すると。前回の説明で30万から5万まで段階
的なものがあるよということを聞きました。第9条に、支援を行わないと。この見舞金
と支援というのが、もう対になってのことに読んでいいのかなという質問です。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

承知いたしました。要は見舞金限らず支援策全般にという意味ですね。基本的にはそ
ようにお考えいただければと思っております。支援そのものを行うこと自体が、やっ
ぱり社会通念上どうかと、公的機関が支援を行うことがどうかという場合においては、
その支援を行わない。基本的にはその4つの支援策については行わないと想定しており
ますが、これもやはりですね、状況ケースバイケースの点があるということも聞いてお
りますので、その点は、私どもも、実はこの条例制定することによってですね、警察署、
また関係機関と今後連携協定を結ぶことも想定しております。ですので、そこのとこで
連携をとりながら判断していくこと、という場面も出てこようかと思っております。以
上です。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

被害者の方ですね、個人情報の取扱いというのは、かなり、慎重にしないといけな
いかなというふうに思うんですが、町民さんであったり、事業者さんが被害に遭われた
方と接するにあたって、何かしらこう情報を、どこかからこう情報提供といいますか、
県警察であったり、町のほうからこういった経歴のある方ですよっていうような情報提
供みたいなのがあるのかなのか。また、接し方というかですね、サポートの仕方も変
わってくるかなというふうに思うんですが、どこまでを情報開示されるかとかですね、
その情報を悪用しようと思えば悪いことを考える方がおられれば、悪用できてしまうん
じゃないかという心配もあるんですが、その点どういうふうにお考えでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

松浦議員のご質問、個人、被害者等の方ですね、個人情報の取扱いについて、まず、
幾つかの論点がお有りだったかと思えます。私どもも、その点は非常に慎重に考えてお
ります。ですので、私ども自身が守秘義務がある上に、あえてこの条例の中に、個人情
報を適切に取り扱うし、そのための措置も行うよということを書いたのは、より慎重に
取り扱うと、ある種、理念的なことも書いていることとございます。それで、今具体的

なご質問としてあった犯罪被害者の方に係る情報を、私どもから事業者の方であったり、住民の方に提供することということは、基本的にはございません。基本的にというか、ございません。その点について配慮してくださいねって言ってる条例で規定しているのは、つまり、ある種でいったら先ほどもご質問ありましたし、町長も申しあげましたけれども、町民の方や事業者の方に、そういうことが大事なんですよということを啓発周知するということに、私どもとしては力を入れようと思っておりますし、一方で、例えばですね、犯罪被害者の方で言いましたら、報道の中でですね、犯罪の内容によりますけれども、被害者の方の氏名がでるケースもあります。このことも、いろいろな議論もされておりますけれども、例えばそうした場合は、私どもの提供云々の前に、その被害者の名前が出ることもあるわけですが、そういうこともありますので、ですので、犯罪被害者等の方については、2次被害が生じないように、十分に町民の方も、事業者の方も、その活動において配慮しましょうねということ、私どもとして、条例の目的、ある種の理念、目的として定めておるところでございます。ちょっと質問の答え漏れがありましたら、また再質問いただければと思います。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

先ほどののは、その答えでいいと思います。また別件でですね、この被害者という定義なんですけども、直接犯罪に遭われた方のみを提示されるものでしょうか。それとも、例えば家族の方、配偶者の方等も含むのかということをお教えください。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

はい、犯罪被害者等のところ、第2条だったかな。第2条3号ですね、犯罪被害者等と中に書いてあるんですけど、基本的には、本人とそれからそのご家族、こういうことはいいんですけども、ご遺族の方を想定しておるということです。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

はい、分かりました。それでは先ほどの個人情報の取扱いなんですけど、これ求められた場合も、基本的には、例えば事業所さんから、こういう方がうちに働きたいというふうに言ってこられてるんですけどということで、その経歴であるとか過去、例えば、先ほど言ったみたいにニュースに取り上げられた方が、実名で報道されたというか、被害に遭われた方で、等が、この事業所に就業をしたいということで、何かしらこう情報をといてを求められた場合は、町としては、基本的には求められても、情報は出さない。ということですよ。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

まず、松浦議員がご質問いただいた内容は、ちょっと大きく2つ分かれるかなと思っています。ちょっとこちらの受け止めですけれども、一つは犯罪被害者に遭われた方自身の属性なりに関する情報、この点については、やはり私どもからご提供差し上げることは、控えさせていただく。一方でですね、そういう方が、ご自身として、そのことをその事業者の方におっしゃられて就職されたと。事業者の側が、どう対応していいんだろうかというご相談については、もちろんその中で、言えること、言えないこと出てくると思いますが、私どもも、ここは関係機関と連携するところになると思いますし、言えるところ言えないところあると思いますけれども、そういったサポート面については考えていきたいと思っています。以上です。

●原議長

他に質疑はございませんか。
(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第42号の質疑を終わります。
続きまして、議案第43号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

特殊勤務手当、この内容そのものをどうのこうのじゃなくて、施行日なんですけども、交付を持って施行ということ、国のほうは遡及施行をしてますけども、4月1日に、1週間だけの違いなんですけども、こここのところの懸念というのは、交付を持つの施行とした場合の懸念は何かありませんかね。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

承知いたしました。施行日の関係、もちろんですね、これまで、この4月に国においては施行されておられます。これまでに、これに該当するケースがあれば、私どもも、そのこと遡及のことを考えましたが、今起こっておりません。ですので、ということと、それから、一方で、その交付日としたのは、これからちょうど梅雨を迎えますので、その危険性が高まってまいりますので、いつというよりは、すぐ直ちに施行したほうがいいだろうという考え方から公布日施行としております。

●原議長

よろしいですか。他には。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

この手当なんですけども、災害が発生し、また発生する恐れがある場合において、現場で行う応急作業は、これは日数なのか、こう例えば現場が何箇所に分かれたら、行く度回数でカウントされるのか。どちらの取扱いなんでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

基本的には、それに当たった日という考え方でございます。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでありますので、議案第 43 号の質疑を終わります。

続きまして、

議案第 44 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

ありませんか。

●原議長

7 番、牛尾議員。

●牛尾議員

44 号で良かったですね。これちょっと、今までの説明の中で、ご説明いただいたかも分かりませんが、新たな 4 つ目の部門が税の部門が創出されるということで、国が 6000 億だったかですか、8000 億だったですかね、それぐらいの枠をこれで見込んでいます。令和 10 年には 1 兆円ぐらい見込みたいというふうなことで、ということなんですけども、国から県、それで市町村へ割り当てということで、いわゆる納付額が提示されてると思うんですけども、この額というのは、いわゆる納付額、町ですね、徴収してこれだけを国に納めましょうという割当額ですね。これは、今まで説明いただいたかもしれないんですけども、確認させてください。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

ただ今の牛尾議員のご質問ですけれども、今回、国民健康保険税、今おっしゃられました新しい制度としまして、子ども子育て支援金というのが、全ての医療保険制度の中にそういう保険料部分が含まれることになるんですけども、国民健康保険税ですので、町の方で徴収をいたしまして、国民健康保険が県が保険者となっておりますので、県のほうに、一応、割当分を納付する形になりますけれども、納付金の額ですね。すいません。ちょっと今、県のほうからの割当というのが、まだ税率、税額ともに今年度、各市町が決定をしまして、金額が決まってくるもので、はっきり、割当まだ示されていない状

況なんですけれども、また、分かり次第といいますか、ところで、またお示しをさせていただきたいと思います。すいません。

●原議長

よろしいですか。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

ある程度の見込み数値をもって、今回の割当、割合とか金額を制定されたということかなと思います。単純に、私、例えば国保、親、夫婦2人、子ども1人が対象になってというふうなモデルケースを想定した場合に、年間1万円ぐらいになるんじゃないかなと思いますけども、そういう認識でよろしいでしょうか。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

ただ今のご質問ですけれども、そうですね、標準的な金額を申し上げますと、子ども・子育て部分、1人当たりの賦課額が約2000円ぐらいで、世帯当たりの金額が2600円ぐらいを想定してますので、今おっしゃった3人世帯で、世帯割を加えまして、9000円前後ぐらいというところになりますかね。それが標準的な金額となっております。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

結構な負担増になってくるんだろうと私も思ってまして、そういうのは、ある程度、なかなか、どこに標準を置くかというのは難しい話ではありますが、大体これぐらいの負担増になりますよということは、やはり何だかの形で、皆さんにお知らせしたほうがいいのかなと思います。以上です。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

今の牛尾議員のご意見といいますか、ご指摘ですけれども、国民健康保険税につきましては、毎年7月に本算定と言って、年税額をお示しする通知を皆様にご通知させていただきましても、その際に、今回、この度制度が変わりましたことと、金額についても、もちろんそういった詳細なところをご説明する形でお知らせをさせていただきたいと思いますし、町の広報等でも、お示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

●原議長

他には質疑はございませんか。
(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 44 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 45 号について質疑を許します。

ここからの予算案に関する質疑については、ページ数を示してからお願いをいたします。

質疑はありませんか。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

2 番です。一般会計補正予算の 5 ページ、土木費になります。サステナブル住宅の対処について、どのような工事を予定されているのか。またスケジュール感も含めて教えていただけたらと思います。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

瀬古議員、ご質問、お尋ねの件でございます。どのような対策をして、後スケジュール的にどういうふうな工程を組むかというところで、お答えいたします。現在、ファミリー向け移住住宅、サステナブル住宅でございますけれども、合計で 15 棟の建築竣工しておりまして、そのうち、11 棟につきまして、入居者さんがおられる状態となっております。今回、補正予算をいただきました要求につきましては、修繕工事といたしまして、床下の点検口を追加で一つ各棟一つずつ付ける。それから、床下と居室内、屋内の室内の方への通気口を空気の循環等考慮いたしまして、設置をいたします。合わせまして、床下の方、カビが発生しているところにつきましてはですね、床下の方、専門業者が調査いたしまして、必要な場合は、措置としてカビの除去と、それから、薬剤散布によるカビの除菌といったことを行う予定としております。具体的な工法、通気口の位置については、現在、建築事務所の方と進めているところでございますけれども、行程的なところでいきますと、この定例会で、補正予算承認いただきましたら、すぐにですね、入居者さんのほうと調整をいたしまして、工事のほうを進めて、これから、台風の関係で雨も降りましたけれども、6 月の中旬ごろ、おそらく梅雨入りするのではないかと思います。できるだけ早期にですね、対策のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

2 番です。お答えいただきありがとうございます。早期に対処していただきますよう、よろしくお願いします。

●原議長

10 番、福島議員。

●福島議員

関連でございます。先ほどおっしゃいましたように、修繕工事ということですが、ここに上がってるのは、節、修繕費、需用費であります。需用費で修繕工事が発注できるのでしょうか、伺います。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

福島議員、お尋ねの件でございますけれども、これまでも、修繕の軽微なものに関しましては、修繕費のほうで計上しておりますし、今回の令和8年度当初予算においても、500万円の修繕費として、計上しております。今回、そこに追加を補正させていただくことで、その中で対策のほうを進めていく考えであります。具体的な1棟当たりの工事費等については、今、現在、検討、調整中でございますので、当初予算、できるだけ入らないようにいたしますけれども、650万の修繕費への補正を行ったところでございます。以上です。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

650万円であっても、一戸当たりになれば、少額であるから、修繕費であるということで解してよろしいでしょうか。それと、建築事務所と相談をして進めるということなんですが、この相談するのは、建築事務所いろいろ調査もされるんでしょうが、委託費とかいうものが発生しないのか。また、調査結果では、部屋の中でのカビとか、そういうものが発生した場合の考えの処置は全くないでしょうか。伺います。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

福島議員お尋ねの趣旨についてですが、これは、今回の入居者様さんからの要望、苦情等に対する措置としての修繕ということではなくて、もっと大きな調査というふうなことを実施する。それに対応する予算を計上しているのかということでしょうか。そこが、どの範囲までのことをお聞きになっていらっしゃるのか、私が、ちょっと理解できなかったのですが。

●原議長

10番、福島議員。もう一度お願いいたします。

●福島議員

まず、650万というのは、太い金であって、一括で言えば、650万と言ったら工事費だと僕は感じておりました。ただ、1件、1個ずつ11棟ですか、に割れば65万だから、修繕費だという感じで受け止めていいのかということ。そして、その調査費に対するお金を誰が設計するのか言うたら建築事務所と相談するということですが、その委託料は発生しないのか。また、加えて、その調査の際には、入居者のほうから苦情があったと

思うんですが、部屋のカビとかそういう除去の方法とか、クリーニングとかいろいろあったかと思うんですが、あるのかないのかわかりませんが、そういう場合は、どのようにされるのかなと思ってお聞きしたところです。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

まず最初の修繕費のほうですが、13棟で1箇所当たり50万円を見込んで補正のほうを要求しております。それから、建築事務所さんへの委託費等の発生については、現状においてはですね、施工管理をしていただいておりますところの建築事務所さん、松江にありますけど、こちらの方、費用は請求されない方向で、アドバイス、それから、改善策の検討を行っていただいております。それから、施工の修繕の内容範囲については、先ほど、瀬古議員の質問の際にお答えしたとおりでございます。以上で、他にも何か、すいません。ちょっとメモ取ってなくて申し訳ありません。

●原議長

課長、委託費は発生するのでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

委託費は先ほど申し上げたまたとおりの、設計事務所さんのほうで、請求はされないということで進めております。

●原議長

他にはありませんか。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

7ページなんですけど、尿がん検査のマイシグナルのことなんですけど、全国自治体で、初の公費負担補助ということで、非常に反響が多くて、100名募集が3倍弱の応募があったわけでありまして、これ来年、非常に応募、希望が多いんですけど、来年度以降の実施予定はどのように考えておられますか。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

こちらの方の検査についてですけども、来年度以降の予定としましては、今年度、検査をされた方の健診の状況や未受診者の行動がどのように変容したか、そういったことと、あと事業コスト等の総合的な判断で、また、来年度以降は、年齢の構成であったりとか、隔年にするとか、そういったことを検討していきたいと考えております。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

補足をしますと、基本的には思った以上の反響があって、今まで受けてなかった方が、積極的に特定健診あるいはがん検診を受けられるというのが、数字上明らかな効果が上がったんだらうということで、今回、補正を上げさせていただいております。それで、来年どうするのかというところは、当然、おっしゃるとおりで、我々も考えていかなきゃいけないと思います。それで現在分かっているのは、申込みがあったということなので、本当に特定健診を受けられたかどうかというのは、最終的には、年度を通してでないと分からない点と、今把握出来ているのが、基本的には国保の部分なんです、社保は自動的にこちらにそれぞれの個人の方の情報は、そこまで詳しくは来ませんので、その社保の状況も含めながら、総合的に分析をしまして、来年度の予算に反映はしたいと思っております。反映する時には基本的に来た人全部という予算の計上の仕方が、一番シンプルではありますが、様々な方法で、健康寿命を延ばすとか、重篤な疾病の早期発見を促すとかという点では、他の事業もやっておりますので、他の事業との効果を総合的に判断をして、来年度予算にどう反映するかというふうなことになるかと思っておりますので、おっしゃるように、今年度は、まずは、こういうふうな大きな反響がありましたので、補正で対応させていただいて、来年度につきましても、今年度の結果を踏まえて、どうするかというところは、またご審議いただければというふうに思っております。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

私も申込みをいたしまして、安心をしとるわけでありまして、当初ですね、5月の半ば頃にどうのこうのという行程予定でしたけど、今後ですね、2つの診療所で受けるわけですけど、今後の日程といいましょうか、教えていただきたいと思います。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

今後の日程についてでございますけれども、こちらのほうで予算のほうで確定しましたら、皆さんにまず通知を発送しようという計画になっております。その通知の中に、今後のスケジュールを示したものが入っております。それぞれが各医療機関、町内の2つの医療機関になりますけれども、そちらに個人で予約を取っていただいて、医療機関との予約を取っていただいた後に、医療機関のほうに受診していただくという流れになっております。一応、検査の最終が9月末までのところで、一応検査を終了していただくように通知の中にもお示ししておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

すみません。サステナブルのほうに戻させていただきます。先ほど、15棟中11棟入居ということだったんですけど、今回の対象となる650万は11棟に係るということでよろしいですか。

●原議長

13棟ですね。
(はいとの声)

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

瀬古議員お尋ねの件ですけれども、13棟分を計上をしております。以上です。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

はい、ありがとうございます。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

先ほど、藤原修治議員と一緒に、マイシグナルに関してなんですが、先ほどの説明で、特定健診を受けるかどうかは、その方次第というような流れになってしまうということでしょうか。例えば、マイシグナルの検査を受けて特定健診を受けないという方がおられる可能性がある。基本的にはない。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

特定健診を今年度受ける予定の方を募集しておりますので、一応受け付ける段階で、必ず受けてくださいということをお伝えしています。それで医療機関で受ける際にも同意書っていうものを書いていただくようになっておりまして、その中に、今年度、特定健診を受けます。必ず受けますっていうことを示すようになっております。もし仮に、その要件が満たされない場合には、全額自己負担としていただきますよという記載をしておりますので、そこで確認をして、受けていただくということになりますので、こちらとしては、必ず受けていただけるものとして見込んでおります。ただ、先ほど町長が説明された件のところですけども、今回、データとして増えるだろうという見込みを見ているものが、国民健康保険の対象者の過去の履歴によって見込みを立てております。それについては、他の保険者についての過去の履歴っていうものが、うちのほうで、今、把握することが出来ませんという意味合いのことだったと思います。以上です。

●原議長

他にはありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第45号の質疑を終わります。

続きまして、議案第46号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第46号の質疑を終わります。

続きまして、議案第47号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第47号の質疑を終わります。

(なしの声)

●原議長

続きまして、議案第48号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

専決処分のこと、ちょっとお聞きするのは堪え難いことではありますが、ページ14ページ、款12、目元金であります。償還金4013万円、これによって、非常に私はいいいことだと思うんですけども、財政比率はどのくらいに変わってくるんでしょうか、公債比率はどのくらい変わってくるんでしょうか。効果がありますでしょうか。お伺いします。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

福島議員ご質問の繰上償還による財政比率への影響ですけれども、これについては6月、今月に入ってから、令和7年度の決算を締めて財政健全化比率の判定をしていく形になるんですけれども、パーセントで言えば、0.1に満たないか、それくらいの影響しかないのかなというふうに思っております。ただし、この繰上償還をすることによりまして、もともとこれ0.3%で10年前に借入れをしていたんですけれども、金融機関のほうからは、これを2.56%の利率に見直したいというふうなお話をいただきまして、これを繰上償還することによりまして、今後、発生する利息について、おおむね470万程度抑えることができたということは、財政に与える影響については、実質公債比率と

しては、数字としては、大きな成果はないかもしれませんが、金額としては、効果があるということを申しとおきたいと思います以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

補足しますと、ご存じのように金利のある時代になってまいりました。急激に金利が上がってきております。これに対して行政としての財政面で、どういうふうに対処しなきゃいけないかといいますと、一つは、安全な国債等に準ずるような債券に対して運用をして、安定的に収益を上げていこうということで、基本的には年間で1000数百万円ぐらいの利子が入るぐらいの運用をさせていただいております。もう一つは、今度は借入金、起債につきまして、できるだけその負担を減らしていかなきゃいけないと。それで繰上償還は、できるだけすればいいかということそうではありませんで、起債をしている中でも、例えば、国から後年度バックがあるようなものは、それは、そのまま満期まで、満期までというか、繰上償還せずに、借りたままですし、今のように民間から借りてるもので、利率の見直しが一定期間のタイミングで銀行から言われますので、先ほど課長が申し上げましたように、かなり上がります。ですので、返したほうが、運用するか、返すかの見合いでいくと、返したほうがいいケースのほうが多いものですから、毎年、毎年それがどれぐらいあるかというのを予算を立てる段階では、会計課とも相談をしまして、今年度は、見直しのこの対象のものについては、こういうふうに戻していくことを検討しようかと。ただ、銀行側もねばられまして、ぜひ借りてくれっていうところもあるんですけども、やはり町の財政というところの経済合理性を優先する形で対応をしております。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

災害対策費として9200万上がっております。避難所の空調整備というふうな説明だったように思いますけど、この場所と内容ですね、具体的に教えていただきたいと思います。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

想定しておりますのは、指定避難所のうちの体育館等を使用してる設備です。主に、町内の4小中学校プラス今のところ想定しておりますのはですね、沢谷体育館と浜原体育館というふうに想定しております。配置する予定はですね。ただ一方ですね、これ常設と、運搬可能な体制と両方整えようと思っておりますので、そこに常設するかどうかについては、特に学校関係につきましては、既に交付決定を受ける前の段階で協議もしておりますけれども、今後さらに詰めていくことになろうかとは思っています。それで、

もう一つご質問があったどういう内容かということなんですけれども、移動式の冷暖房の空調機を、今申し上げた建物の規模に応じた台数、スペックのものを用意して配置するという想定でおります。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

先ほどの藤原議員の空調設備に関してなんですけれども、これ台数をまず教えていたきたいのと、持ち運び可能ということであるんですけども、冷房等を使用すると、排水といいますか、ドレン水出てくると思いますが、その附帯的な工事みたいなのが必要になるのか、それともこうなんかこう窓から、そのまま排水を出すだけで対応されるのか。すいません。3 点目でちょっと。じゃあ順番に聞きますんで。その 2 つ、まずお願いします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

すいません。台数とダクトドレンの話ですよ。1 点目の台数につきましてはですね、当時の積算で、今 6 施設で 30 台用意しております。今おっしゃられた 2 点目の点については、ラクトドレンについても、そこにつけておると。付けたものだし、附帯するこの工事が必要となる場合は、その附帯を行うというようなことになるとと思います。ただ、ただそこはちょっと先ほど申し上げましたように、ちょっと施設ごとの協議とかが必要となってくるかと思えます。以上です。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

まだ協議中ということで、学校においても常設をしておくのか、それとも災害時のみ運んでというか、どこかから出してきての運用になるかっていうところまでは、まだ詰まってないという状況ですか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

そうですね、先ほどちょっと繰り返すところがございますけれども、交付決定を私どもも、交付決定 3 月 31 日に受けたんですけれども、申請している以上は、本当に交付決定受けられるか。これかなり島根県内でたしか 1.4 億のうち 8000 万の交付決定を受けてますので、島根県内でもかなり飛び抜けた交付決定を受けてるんですけれども、とはいえ、私どもとしても一定の準備をしておかなきゃいけなかったのも、学校と第 1 回目の協議はしております。交付決定を受けて、更に専決処分をしておりますので、物

品の調達に向けて、さらにそれがどのように配置できるか、保管できるか、ということをも含めて、ちょっと常設できるかどうかの協議を今後していくことになると思います。先ほども、すいません。ちょっと長くなって申し訳ないですけど、すぐ終わります。です。常設できるかどうかということもございますので、避難所開設時には運搬できる体制をあわせて構築したいと考えておるところでございます。以上です。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

先ほど教えていただいた小中学校 4 校プラス沢谷、浜原が一応想定でいうところで、基本的には、1 校当たり 5 台ぐらいをばらけさせればですけども、の計算になるのかなと思いますが、基本的に電気は、十分対応できるのか。施設の容量的にですね、キャパがオーバーしないのかというところと、分かればいいんですけども、その 1 台当たり何キロぐらいの重さがあってどれぐらいの大きさというのが、教えていただければと思います。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

電気につきましてはですね、足りない。今回、予算約 9200 万だったと思いますけれども、電気の足りないところにつきましては、電源工事も含めた形で計上しております。それで、今、松浦議員おっしゃられました、割ると 5 台になるんですが、実は、その広さに応じたスペックがちょっと違うので重さというのも、ちょっと差がございます。台数もです。ですが、大体すいません。具体の重さちょっとすいません。失念いたしましたけれども、私ども当時したところ 4 人で軽トラで運べるなというようなスペックのもの、1 台当たりですね。ございました。以上です。

●原議長

他には質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 48 号の質疑を終わります。

続きまして議案第 49 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 49 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 50 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。ありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので議案第 50 号の質疑を終わります。

続きまして議案第 51 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 51 号の質疑を終わります。

続きまして議案第 52 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 52 号の質疑を終わります。

続きまして議案第 53 号の質疑について質疑を行います。

質疑はありませんか。

●原議長

6 番、勝田議員。

●勝田議員

6 番です。簡易給水施設のことなんですけど、町の方でも 1 年に 1 回ぐらいはやっぱり管理的なことはされるんでしょうか。それとも、全てこの組合としてお任せしておるのか。ちょっとそこら辺をお聞きしたいんですけど。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

勝田議員、ご質問、お尋ねの件でございます。町の方の点検等と、あと各指定管理者さんの方で行われる維持管理の区分のことをお尋ねいただいていると思うんですけども、少々お待ちください。すいません。お待たせしました。施設の管理、点検費用につきましては、法定点検等、こういったものの費用については、町のほうが負担しております。また施設の老朽化等に伴う修繕、大きなものについては、こちらも町のほうが、修繕の費用をみております。あと、日々の点検や清掃といったことに関しては、各指定管理者さん、地域団体のほうで、していただいているというふうになっております。

●原議長

7 番、牛尾議員。

●牛尾議員

前回ちょっと一般質問でも取上げさせていただきました。様々なこの団体の実態だと思っておりますので、やはり、しっかりしたこの水のインフラ施設ですね、非常に基本的なインフラですので、しっかりと管理が適正に行えるように、地元の団体とも相談しながら進めていっていただきたいという意見であります。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

牛尾議員のご意見は重く受け止めて、公正で公平な衛生的な水の供給に尽力してまいります。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

この 16 団体、指定管理をされる際に、下話等もされたように思います。その際に、何かこうご意見であるとか、ちょっともう人が少なくなってきたので、管理が難しくなっている等の意見等があったかどうか。お聞かせください。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

各地域の指定管理者さんの団体のほうとは、5 月の中旬頃にかけてだったと思いますが、指定管理の申請の方を出していただいております。その時に、お話として上がったもののうち私が把握しておる中ではですね、やはり給水人口と言いますか、組織の構成員がすごく減ってきているということをお話になりました。あと施設の方ですね、今までは、そこの更新等含めたところの手間であったりといったところが、不安になっているというふうなお話は聞いておりますけれども、今回、上程させていただきました指定管理者の指定についての各運営団体の方のご意見としては、この先 10 年といったところは、受けさせていただくということを承っております。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 53 号の質疑を終わります。

ここで、10 時 50 分まで、休憩といたします。

(休 憩 午 前 10 時 36 分)

(再 開 午 前 10 時 50 分)

●原議長

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議案第 54 号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

2 番です。ページ 20 ページの関係人口、活動人口の部分です。バリの町づくりにおける地域波及と気運醸成についてです。30 年以上の歴史を持つマス村との友好協定を背景にガムラン合宿などの滞在人口の拡大に成果を上げているとされています。一方、町内への取組みへの波及、機運醸成が課題とされています。その部分について、具体的な仕組みをどう構築するかというところをお考えお伺いしたいです。

●原議長

番外、企画推進課長。

●三上企画推進課長

今、ご質問、瀬古議員ご質問の、バリのこれからの人口についてですけど、この部分がやはり一番我々も考えているところでして、また、いかに町民さんのほうへですね、このバ리를広めていくか、というところを、このバリの町室を中心に検討していくということが、今後の課題と思っております。このことにつきましても、いろいろと、新しい、今回課長も私になりましたが、新しい職員も入っております。そういう力を借りながら、どのような形にしていくかというところは、これから考えていくということになります。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

このまちづくり計画に関してですが、パブリックコメントを募集されていたというふうに、記憶をしておりますが、したたように思うんですが、どういった意見があったか、今、手元にあれば教えていただければと思います。

●原議長

番外、企画推進課長。

●三上企画推進課長

パブリックコメントということで、アンケートのほうを実施しておりまして、申し訳ございません。パブリックコメントはですね、アンケートとは別物でして、全体を通じましては、働き場所ですとか、病院、また、買物が、やはりキーワードとなるのではないかというようなコメントがありました。その辺を含めまして、今回の計画っていうのは、作成を試みております。以上です。

●原議長

よろしいですか。

他には質疑はございませんか。

ありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 54 号の質疑を終わります。
続きまして議案第 55 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 55 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 56 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 56 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 57 号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので議案第 57 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 58 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 58 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 59 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 59 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 60 号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 60 号の質疑を終わります。
以上で議案質疑を終わります。
日程第 4、議案の委員会付託を議題といたします。
お諮りします。

先ほど質疑を終えた議案第 42 号から議案第 60 号までの議案のうち予算案を除く 16
議案につきまして、予めお手元に配布してあります議案付託表のとおり、各委員会へ付
託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、付託表のとおり、各委員会へ付託することに決定しました。

それぞれの委員会におかれましては、慎重なご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、8日月曜日定刻より開きます。

本日は、これをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 前 10時56分)